

「古い床下換気扇の交換が必要だ。」 等と言い、強引に工事を勧める 業者にご注意！！

ひたちなか市内で、リフォーム業者が突然訪問してきて「十数年前に床下工事をした者だ。以前取り付けた古い床下換気扇の交換に来た。」などと言い、強引に契約をさせられたという事例が発生しています。また、シロアリ防除や雨戸の交換など、次々に工事を勧められて契約を迫られたり、頼んでいないのに勝手に工事を始められ、料金を請求されたりする例もあります。トラブルに巻き込まれた場合や不安になった場合は、消費生活センターへご相談ください。



⚠ 玄関や窓を開けない！ 勧誘されてもすぐ契約しない

見知らぬ業者が来ても、すぐ玄関や窓を開けず、ドア越し・インターホン越しに会話しましょう。本当に住宅修理を考えている場合は、複数の業者から見積りを取り、その上で業者と契約をしましょう。契約内容（キャンセル料の有無/工事内容・工期・工事価格など）をきちんと読んで、判断しましょう。

⚠ 業者名・担当者・勧誘の目的を聞きましょう

もし対応してしまったら、必ず業者名・担当者の名前・勧誘の目的を聞き取りし、名刺をもらいましょう。何かと理由をつけて名前を言わない業者には、特に気をつけましょう。

⚠ 「無料」や「すぐに」と言われたら冷静に

「無料で」「今すぐに」と勧誘されても、その場で契約しないようにしましょう。一度冷静になり、本当に必要なものかどうか、家族や知り合いと話し合しましょう。



断るときは、はっきり言いましょう！！
「いりません」「契約しません」と伝えてください。

断ってもしつこい時や、無断で家の中に入るような時は、警察を呼んでください。

上記のような勧誘を受けた、契約をしてしまったら・・・

ひたちなか市消費生活センター（０２９－２７３－０１１１ 内線３２３３）

または 消費者ホットライン（１８８）

にすぐご相談ください！